第１　北海道水道ビジョン策定の趣旨等

１　策定の趣旨、目的

本道は、面積が広く、人口密度が低いことなどから、水道普及率は全国平均より低い水準で推移してきましたが、近年、97％を超え、全国平均と同水準に達し、ほとんどの住民の方々が水道水の供給を受けることが可能になりました。

一方で、人口の減少、水需要の低下に伴う料金収入の減少、昭和 30 年代から 40 年代にかけて急速に整備された水道施設の老朽化、水道事業に従事する職員の退職に伴う技術の継承の問題など、水道にとって解決すべき課題がクローズアップされる中、本道においてもその対応が喫緊の課題となっています。

道州制特区推進法により、平成 21 年度（2009 年度）から水道法に基づく監督権限が国（厚生労働大臣）から北海道（知事）に移譲され、道内すべての水道事業及び用水供給事業が道の所管となりました。

我々の日常生活に欠かすことのできないライフラインである水道が直面する課題に対処し、将来にわたって安全で安心できる水を安定的に供給していくため、北海道における水道の目指すべき姿や取組の方向性を示すことがますます重要となっています。

このようなことから、本道における水道関係者の共通の目標となる水道の将来像やその実現のための方策等を明確にし、関係者がその取組を推進していくため、北海道として水道ビジョンを策定するものです。

２　ビジョンの性格

（１）これまでの水道行政にかかる指針等

道では、これまで水道水質の安全確保や水道未普及地域の解消など、地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするため、昭和 54 年（1979 年）～昭和 57 年（1982 年）（昭和 62 年（1987 年）一部改正）に４つの地域（道央、道東、道北、道南）ごとに『水道整備基本構想』を策定し、それぞれの地域ごとに水道整備の基本方針や推進方策等を示していますが、この『水道整備基本構想』は策定から年数が経過し、人口の減少や少子高齢化といった策定時には予見されていなかった課題に対応するため、改定が必要となっています。

（２）ビジョンの位置づけ

「北海道水道ビジョン」は、これからも安全で安心な水道水を安定的かつ持続して供給するため、住民、水道事業者（用水供給事業者を含む。以下同じ）、道が共有する基本的な指針として位置づけます。

また、「北海道水道ビジョン」を踏まえて今後改定する『水道整備基本構想』は、具体的な取組を推進するため、本ビジョンの地域編として位置づけ、数値目標や将来年次計画等を示します。

【北海道水道ビジョンの位置づけ（イメージ）】

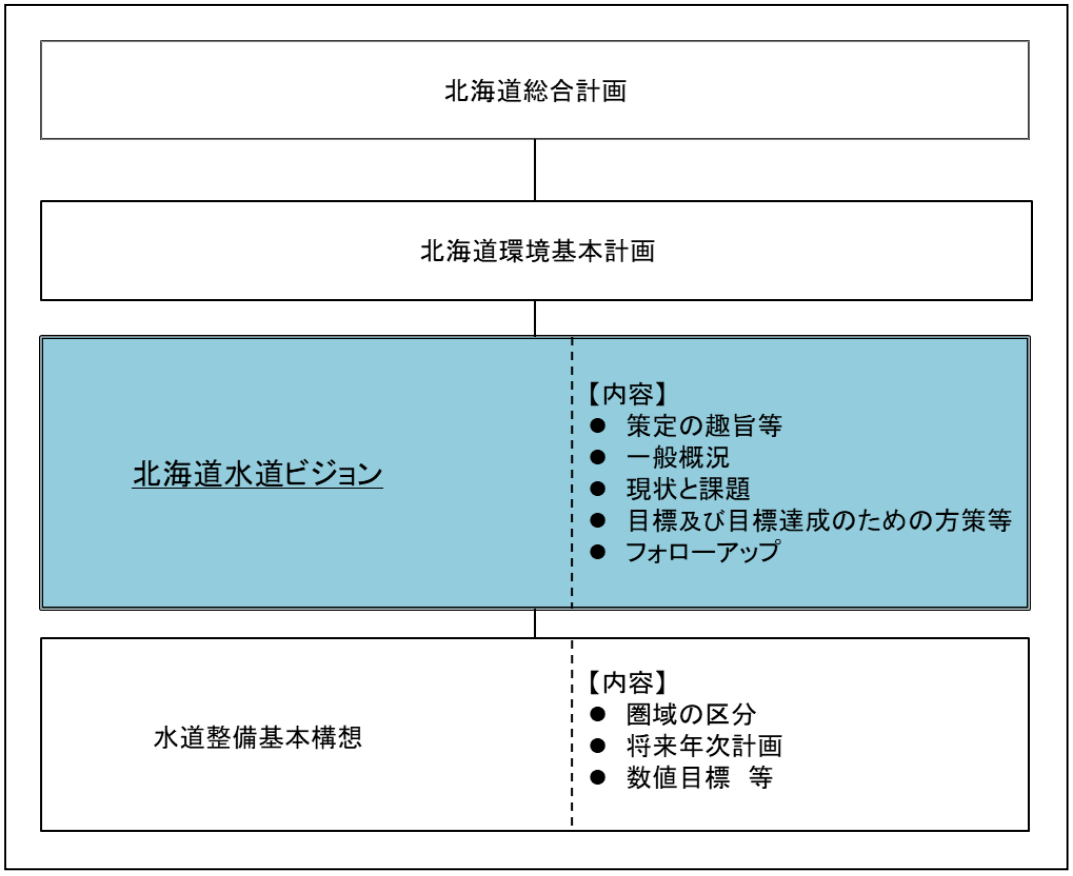

なお、『水道整備基本構想』は地域区分を北海道総合計画に合わせ、地理的、社会的に一体性があり、水道に関する取組を共同して実施することが可能な範囲のまとまりとして、原則として以下の 6 地域に区分します。

○道央地域：21 市 42 町 7 村

・空知総合振興局

夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町

・石狩振興局

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村

・後志総合振興局

小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

・胆振総合振興局

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町

・日高振興局

日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町

○道南地域：2 市 16 町

・渡島総合振興局

函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町

・檜山振興局

江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町

○道北地域：6 市 31 町 4 村

・上川総合振興局

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町

・留萌振興局

留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町

・宗谷総合振興局

稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町

○オホーツク地域：3 市 14 町 1 村

・オホーツク総合振興局

北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町

○十勝地域：1 市 16 町 2 村

・十勝総合振興局

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

○釧路・根室地域：2 市 10 町 1 村

・釧路総合振興局

釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

・根室振興局

根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

３　北海道の水道の将来像

水道は我々の日常生活に欠くことの出来ないライフラインです。将来的にも常に「安全」な水質の水道水を、住民の皆さんが「安心して」飲むことが出来るよう、「安定的」に供給されていることが必要です。また、その実現のために、水道事業が「持続的」に運営されている必要があります。このため、北海道の水道の将来像（半世紀後のあるべき姿）を次のとおりとします。

北海道の水道の将来像（半世紀後のあるべき姿）

○　安全で安心な水道水の安定的な供給
○　その実現のための水道事業の持続的な運営

４　計画期間（目標年度）

北海道の水道の将来像の実現に向け、水道事業が抱える様々な課題に対応するためには、中長期的な視点が必要となることから、計画期間は 20 年（目標年度：令和 12 年度（2030 年度））とします。

北海道水道ビジョンの計画期間（目標年度）

○　計画期間：20 年
○　目標年度：令和 12 年度（2030 年度）